

島根県建築基準法施行条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
島根県建築基準法施行条例 (昭和48年3月27日 島根県条例第20号) 第1条～第10条 〔略〕 (手数料) 第11条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは	(趣旨) 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第10条 〔略〕 (手数料) 第11条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。 6 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは

法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

第12条～第16条　〔略〕

附　則　〔略〕

別表第1～別表第6　〔略〕

法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査_____を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第6の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。_____

第12条～第16条　〔略〕

附　則　〔略〕

別表第1～別表第6　〔略〕